

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	68%
正社員	64%
パート・有期社員	91%

- ・対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金通勤手当、賞与等を含む。